

登校渋り・不登校サポートマップを利用してください
☎ 子育て支援課 『なないろ』 (子育て支援課内) 73-3016

登校渋り・不登校サポートマップを作成しました

不登校には多様な要因があり、すぐに解決することが難しいからこそ、保護者が1人で抱え込まず、相談できる支援機関とつながることが大切です。これまで保護者から「学校以外に利用できる場所があれば教えてほしい」という声が多かったため、三豊市近隣の居場所や支援機関をまとめたサポートマップを作成しました。

居場所について詳しく知りたい場合は、『なないろ』までお気軽にお問い合わせください。

ひとりで抱え込まず、どんなことでも遠慮なくご相談ください。



詳細はこちらから

居場所や支援機関

- ・ 子育て支援センター 『なないろ』 (子育て支援課内) ☎73-3016
- ・ こどもサニーハウス ☎080-2524-9452
- ・ ニオノチルビレッジ ☎080-4037-1577
- ・ ぱびゅぽHOUSE (観音寺市) ☎080-4030-1150
- ・ きもちっち (善通寺市) ☎080-4607-7614
- ・ tocomaru (丸亀市) ☎087-802-1911

不登校の子どもやその家族などの交流会も行われています。ぜひ参加してみてください。



市教育支援センターってどんなところ?

学校に行きたくても行けない子どもが、さまざまな活動を通してエネルギーを回復し、学校復帰をめざす場所です。

時間 平日 9:00~15:00
※水曜日、月末は午前のみ。長期休業中は休み。

場所 みとよ未来創造館 2階

内容 学習や読書、パズルなどの個人活動やスポーツ、社会見学、料理教室など

詳細は、在籍している小・中学校へお問い合わせください。



年度途中で後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ
☎ 健康課73-3014 税務課73-3006 県後期高齢者医療広域連合 087-811-1866

年度途中に加入する人の資格取得日は、次のとおりです。

事由	資格取得日
75歳になる人	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護の停止または廃止	停止または廃止となった日
障害認定を受けた人	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※75歳になる人には誕生日までに、広域連合から資格確認書または資格情報のお知らせが送られます。誕生日以降に使用してください。

※65~74歳の人で障害認定を受けるには、健康課または各支所に申請が必要です。

保険料

資格取得日を含む月から月割りで、算定します。税務課から送付する納付書で納めてください。

※国民健康保険税が年金天引きや口座振替であった人も、納付書での納付になります。

※口座振替を希望する場合は、新しく口座登録が必要です。



▲詳細はこちらから

危険なブロック塀の撤去を支援します
☎ 建築住宅課 73-3044

地震発生時におけるブロック塀などの倒壊による人的被害の防止および避難経路の確保を図るため、道路などに面した1.2メートルを超える危険なブロック塀などの撤去に要する費用に対して、補助金を交付します。

対象 市内にある危険ブロック塀などの所有者、または所有者の承諾を得ており、市税の滞納がない人

対象となるブロック塀 補助金交付要綱に定める道路などに面したブロック塀などで、点検の結果「危険」と判断された、高さが1.2メートルを超える補強コンクリートブロック塀や組積造の塀 など



- 補助金額** 撤去工事に要する費用の3分の2 (上限12万円)
- 申請期限** 12月15日(火)まで
- 注意事項**
 - ・ 交付決定前に工事契約や撤去工事に着手した場合は、補助金の対象となりません。
 - ・ 同一の敷地での補助は1回のみです。



▲詳細はこちらから

ひとり親家庭などに児童扶養手当が支給されます
☎ 子育て支援課 73-3016

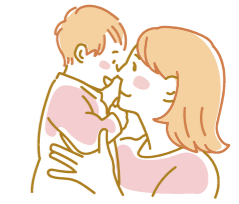
対象 支給要件に当てはまる児童を監護している父、母または養育者

支給期間 その児童が18歳になった後の最初の3月31日まで
※一定以上の障がいがある場合は、20歳未満。

児童扶養手当 (月額) ※4月1日現在

対象	一部支給	全部支給
1人目	11,340円~48,040円	48,050円
2人目以降加算	5,680円~11,340円	11,350円

※所得に応じて、支給額が決定されます。



▲支給要件などはこちらから

ひとり親世帯に給付金を支給しています
☎ 子育て支援課 73-3016

対象 ①令和7年12月分の児童扶養手当を受給している人
②公的年金などを受給していることにより、令和7年12月分の児童扶養手当を受給していない人
③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の人

給付額 児童1人につき 2万円

申請期限 6月30日(火)まで ※②③に該当する人は、申請が必要です。



▲詳細はこちらから